



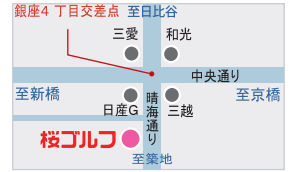
株式会社 桜ゴルフ
東京都中央区銀座5-9-1 銀座コティビル3階
(銀座4丁目交差点より1分)

銀座本店 伊勢丹新宿店 そごう千葉店

【お問い合わせは】

0120-83-5021
本社営業部 03-3572-8511
伊勢丹新宿店 03-3358-9181

<https://www.sakuragolf.co.jp>



安定した推移たどる11月相場
今年の秋相場は安定した推移が続いています。関東圏の平均相場は9月こそ▲0.7%と年初来初のマイナスとなったものの、以降は10月が+0.2%、11月が横這いと底堅い動きをみせています。コロナ禍での旺盛な会員権需要を物語るように、11月の売買注文は買いが売りの1.2倍にのびりました。年会費更新の時期を迎えて使用していないコースの処分はみられましたが、相場が値下りしたコースなど底値を拾う買いが活発でした。例年みられる秋安のあと年末以降に反転す

22年11月の価格帯別相場推移

価格帯	10月	11月					年初比
		1週	2週	3週	4週	月間	
1000万円以上	▲0.1	▲0.2	0.0	0.0	0.1	▲0.1	6.4
500万円以上	0.9	▲0.1	0.2	0.4	0.1	0.5	7.8
300万円以上	▲0.6	▲0.2	▲0.2	▲0.4	0.0	▲0.9	▲0.2
150万円以上	1.3	0.1	0.0	▲0.1	▲0.3	▲0.2	6.3
70万円以上	▲0.1	0.1	▲0.5	0.1	0.0	▲0.2	7.2
70万円未満	▲0.7	0.2	▲0.1	0.0	0.3	0.4	6.4
平均	0.2	▲0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	6.2

(名変諸費用含む価格帯、% 桜ゴルフ総研調べ)

～22年11月相場のポイント～

- 例年の秋安の中、平均相場は横這いで底堅い推移
- 買い注文は売りの1.2倍、旺盛な買い需要は健在
- 11～12月上旬は底値を拾う買いが活発
- 我孫子、磯子、箱根、飯能、鷹之台、茨城などに人気
- 今後、コースごとに人気の二極化が進行の兆し

～税制を活用した購入のポイント～

- お孫さんとゴルフを楽しみたいという相談が目立つ
- 小山GCの購入費用を孫にプレゼントした事例あり
- 一人年間110万円（基礎控除）まで実質非課税
- 贈与税は贈与を受けた側に支払いの義務が発生
- 注意点もあり税理士などの専門家に相談を



草分けとしての使命を
佐川 八重子

会員権の相続による入会や生前贈与は年々減少の傾向にあります。理由は、ゴルフをしない子供が多くなったことや、たとえ親の会員権をもらっても名門コースでは高すぎて友

税制を活用した購入が増加

相場のサイクルを見据えた買いが目立つのも特徴です。中でも、我孫子、磯子、箱根、飯能、鷹之台、茨城などに人気が集まり、品薄状態になっています。今後は売りが減少し春を先取りする買いが膨らむため、買い先行の状態がさらに進み、コースごとの人気や相場形成の二極化を伴いながらも平均相場が再上昇に向かうものと予想されます。

総額は会員権価格110万円と名義書換料110万円円で合計220万円になります。そのうち非課税となる基礎控除は一人年間110万円です。基礎控除を引いた

人を誘えないなど様々です。一方、コロナ禍の巣ごもりの中、家族愛が深まっているのか、税制を活用した親族の新たな入会が目立っています。子供に会員権を買うケースはよくありますが、ここに来て孫とゴルフをしたいという相談が増えてきました。先日、小山GCの会員から『成人を迎えた孫に会員権をプレゼントして一緒にゴルフを楽しみたい』という微笑ましい注文があり、会員権購入費用をお孫さんに贈与の上、入会されました。

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	特例税率	
	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1000万円以下	30%	90万円
1500万円以下	40%	190万円
3000万円以下	45%	265万円
4500万円以下	50%	415万円
4500万円超	55%	640万円

贈与税の計算法

- ① 贈与価格 - 基礎控除(110万円) = 課税対象額
- ② 課税対象額 × 贈与税率(左表) - 控除額(左表) = 納付税額

モデルケース 孫が小山GC・正会員に入会する計算

会員権価格 110万円、名義書換料 110万円、合計 220万円の贈与を受ける場合
*別途、年会費・売買手数料が掛かります

- ① 課税対象額 220万円 - 110万円 = 110万円
- ② 贈与税額 110万円 × 10% = 11万円

*特例贈与：父母や祖父母から贈与を受けた方が、贈与を受けた年の1月1日時点で18歳以上の場合に適用

110万円が課税対象額となります。計算法は左表の通りです。速算表から税率は10%、贈与税額は11万円となり、お孫さんに支払いの義務が生じます。220万円の入会費用が掛かるところ、お孫さんの負担は11万円です。お孫さんの夢が実現できて、こんなに嬉しい事はないでしょう。尚、税制の見直しは毎年行われており、税理士など専門家への相談が必要といえましょう。